

規範と心と言葉： 日本社会における心治主義という病弊 (I)

—— 規範とはどういうものか (1) ——

国 崎 敬 一

- 第1節 課 題
- 第2節 「規範」という用語で何を指しているか
 - 2-1 「規 範」
 - 2-2 「慣 習」
 - 2-2-1 「習 俗」
 - 2-2-2 「フォークウェイズ」
 - 2-3 「モーレス」
 - 2-4 ま と め

第1節 課 題

1)

人は一人で生きているのではない。他の多くの人たちと共に生きている。好むと好まざるとにかかわらず、共生している。家族において、学校において、会社において、人は直接的に関わり合いながら共生している。また、国民社会のように、売買や分業などを介する間接的な関わり合いも持ちつつ共生している。これらをまとめて共生社会と呼ぼう。

現代の日本において、共生社会における共生のあり方においてさまざまな問題が生じているように見える。例えば、家庭における児童虐待や家庭内暴力、学校におけるいじめ、職場における様々のハラスメント、ストーカー行為などの他傷的な現象、あるいは、リストカット、引きこもり、自殺などの自傷的な

現象。他者たちと同じ共生社会に共に存在すること自体、そしてそこで他者たちと関わること自体が、難しいこと、そしてつらいことになってきているのではないだろうか。

他者とどのように共生すればいいのか、どのように共に存在すればいいのか、どのように関わればいいのか、分からなくなっているのではないだろうか。

2)

共生社会において人はどう共生すればいいのか、つまり共生社会において人は他者たちと共にどう生きるべきか。他者たちと共にどう在るべきか、他者たちにどう関わるべきか、という問題には、大きく二つの側面があるだろう。一つは、具体的個人的な人間に対して人間としてその人と共にどう在るべきか、どう関わるべきかという人間的共生、人間的交流の在り方とでもいうべき側面である。もう一つは、規範の関わる側面である。

どのような共生社会でも、規範というものがあって、その共生社会において、その成員として他の成員たちと共にどう在るべきか、他の成員たちにどう関わるべきか、どう行動すべきか、を定めている。共生社会でどう共生すべきかという問題に対して、規範が一定の答えを与えているのである。人は規範に則って生きれば、他者たちとの共存・関わり合いにおいて、大きな問題や支障や混乱なく生きてゆけることになっている（はずである）。今日共生社会において他者たちと共に在ること、関わり合うことが難しくつらくなっている、またどう共に在り・どう関わればいいのか分からなくなっているのは、共生の様式を定めているはずの規範をめぐる問題が生じている可能性があると考えられる。共生社会における規範の在り様の問題も一つの原因となって、共生のしづらさの問題が生じているのではないかと考えられる。

3)

私は、現代日本の共生社会における生きづらさの問題、他者たちと共に生き

ることにおける生きづらさの問題，共に在りづらさ・関わりづらさの問題，を研究していく必要があると考える。そして，まず，その問題はどのような問題なのか，問題の本質，正体は何なのかとを探り，次いで，なぜそのような問題が生じているのか，何がそのような問題を生じさせているのか，問題生成の要因・契機を探っていく必要があると考える。

問題の要因は様々に在るであろうが，上で述べたように，人間的共生・人間的交流という側面と，規範の側面とが重要であると考え。本研究では，後者の側面に焦点を当てたい。

現代の日本においては，規範の内容に問題が生じているというよりは，日本における規範の在り方および規範の内面化のされ方に問題があるのではないかと，そこから，共生のしづらさの問題が生じているのではないかと，というのが私の問題意識である。

本研究では，いじめなどの共生のしづらさの問題の正体を究明し，その原因を探るために，日本社会における規範の在り方の問題および規範の内面化のされ方の問題を探究したい。具体的には，

- 1) 日本社会と欧米社会とを比較することによって，日本的な規範の在り方と内面化のされ方の特徴を探り，
- 2) その特徴が原因となって，規範をめぐって共生においてどのような問題が生じるかを探りたい。

4)

なお，本研究の行論の予定はおおよそ次のようになっている。

1. 規範とはどういうものか
2. 規範と共生
 - 1) 規範と共生
 - 2) 規範の制度化と内面化
3. 規範の内面化

4. 規範の在り方

5. 日本における共生と規範の問題性——心治主義という病弊

本稿は、この「1. 規範とはどういうものか」の前半部分に当たるものである。

第2節 「規範」という用語で何を指しているか

本研究では規範をめぐる論ずるわけだが、これからの議論で「規範」というときどのようなものを想定しているか、言い換えれば「規範」をどのようなものとして理解しているかを、最初に示しておく必要があるだろう。そこでまず、社会学において規範がどのようなものとしてとらえられているか、言い換えれば、規範が社会学で標準的にどのようなものとして理解されているかをみておこう。

規範とはどのようなものかととらえるとき、その内包的定義と外延（指示対象）との二つの側面からとらえることができる。——なお、ここで内包的定義とは、規範とはこういうものであるといくつかの短い記述文で規定したものである。外延（指示対象）とは、規範という語が使われるときそれが指している具体的対象である。

社会学において「規範」が標準的にどのように理解されているかをみておこう。

日本で戦後出版された主要な社会学辞典として次のものがある。

- a. 『社会学辞典』, 1958年, 有斐閣, 福武直・日高六郎・高橋徹(編)
- b. 『社会学小辞典』, 1977年(初版)1997年(新版), 有斐閣, 濱島朗・竹内郁郎・石川晃弘(編)
- c. 『新社会学辞典』, 1993年, 有斐閣, 森岡清美・塩原勉・本間康平(編)
- d. 『岩波小辞典 社会学』, 2003年, 岩波書店, 宮島喬(編)

本稿ではこの4種の辞典における規範に関する記述をもとに論じていきたい。

2-1 「規 範」

はじめに、「規範」の外延、つまり「規範」という用語が通常どのようなものを指しているか、言い換えれば規範の具体的形態をみていこう。

1)

まず、a(『社会学辞典』1958年)の「規範」(英: norm, 独: Norm, 仏: norme)の項(p.140, 執筆担当: 寿里茂)では、規範の具体的形態について次のように述べられている。

全体としての社会にも、重疊的社会的諸規範の核に一定の規範秩序が存在している。この規範の現象形態はさまざまであるが、その強制力の構造(無定型の圧力から物理的強制まで)、規範受容の形態(特定規範を受容する社会的範囲、規範を支持する価値感情、規範同調の現実的可能性)、規範指向の形式性(言語的表現による明示化)などに従ってそれぞれ特色をもつ。慣習は標本的行動として強固な常規的同調性を確保できる。モーレス(mores)は規範体系の核として社会的統合を固める連帯意識の支柱となる。法は外部的強制力=公権力の存在を前提とする。制度はこれらの複合として、全体としての意味をもって社会的行動の枠組となる。これらに対して、モーレス的規範が抽象的原理へと昇華され自足的な内的義務意識となった場合、道徳が成立する。慣習の内部にはさらに、時間的変化をとまなう流行や、時間的連続と価値的要素の高揚による伝統とか、礼儀その他が分類される。しかし、これら規範の諸形態は常に十分な分化を示しているわけではない。

これをまとめると、次のようになるだろう。

規範の具体的形態として次のものをあげることができる。

ア. 慣習

- ・ 伝統・礼儀—— 時間的持続と価値的要素の高揚を特徴とする
- ・ 流行—— 時間的变化を伴うことを特徴とする

イ. モーレス

- ・ 道徳—— モーレスが内的義務意識となったもの

ウ. 法

2)

次に、b(『社会学小辞典』1977年(初版), 1997年(新版))の「規範」(norm)の項(pp.108-109, 執筆担当は不指示)の記述は、次のようである。

社会規範は通常、①慣習(伝統, 流行, 習俗を含む), ②習律(モーレス), ③法, に分類される。規範はすべて、それへの同調のチャンスを高めるような社会的サンクション(報酬と罰)を伴っている。サンクションは誇りや恥の感じをもたらす無定型の圧力から、明示的な非難・賞賛を経て物理的強制に至る多様なかたちをとる。これらのサンクションを通じて規範は社会の制度を構成する。慣習, モーレス, 法の区別は、ある意味では制度化の諸様式の別である。他方、規範はパーソナリティに内面化されて規範意識を形成する。モーレス的規範がとくに抽象的原理へと昇華され、内的義務意識となったものが道徳である。

これをまとめると、次のようになるだろう。なお、ここで「社会規範」という用語は「規範」という用語と互換的に使われているので、「規範」と言い換える。

規範の通常分類は次のようである。

ア. 慣習

- ・ 伝統, 流行, 習俗を含む

イ. モーレス (=習律)

・ 道德—— モーレス的規範が内的義務意識になったもの

ウ. 法

a と **b** を比べると、**b** が **a** をほぼ踏襲していることが分かるだろう。

大きく慣習、モーレス、法に分けるのが、一つの標準的な理解であると言える。ただ、**b** では、慣習の例として習俗をあげているところが違っているが。

3)

これに対して、**c** (『新社会学辞典』1993年)の「社会規範」(social norm)の項 (p.607, 執筆担当: 宮島喬)の記述は少々異なっている。なお、この辞典では「規範」でなく「社会規範」という項目を立てているが、内容は「規範」の説明になっているので、「規範」の記述として取り上げることにする。

社会規範の存在の形態はさまざまであって、種々の角度から記述や分類が行われてきた。サムナーは、自然発生的な行動様式のなかから固定化されてきたフォークウェイズ、これにより明瞭に倫理的意味とサンクションが付与されたモーレスとを区別したが、このモーレスがさらに抽象的原理へと高められ、内面的、恒常的な規範意識によって支えられるようになったものが道德であるといえよう。法は、公的権力によって布告され、明示化されたサンクション(刑罰)によって当該政治コミュニティの全成員に普遍的に適用されるという点で、他の社会規範とは異なっている。なお、物理的強制力の行使は法だけの特質ではなく、むしろこの強制力が正当なものとして特定の行為に対し限定的に行使されるところにその特徴がある。このほか、過去からの連続性それ自体によって正当性を与えられる伝統、前例、儀礼体系や、逆に時間的に変化する流行などもそれぞれ社会規

範の具体的形態とみることができる。

またこの記述の少し上の段落では、次のように述べている。

言葉の狭義の用法では、多少とも当為性（道徳性）を帯びた行動の基準を規範とよび、その他から区別することもある。その場合、言語規則やある種のスポーツのルールなどは、規範の概念の境界に位置することになる。

以上の記述をまとめると、次のようになるだろう。

- 1) サムナーの分類として、
 - ア. フォークウェイズ
 - イ. モーレス
 - ・道徳——モーレスが内的規範意識に支えられるようになったもの
- 2) ウ. 法
- 3) このほかに
 - エ. 伝統, 前例, 儀礼体系——過去からの連続性によって正当化される
 - オ. 流行——時間的に変化する
- 4) 狭義の規範には入る入らないの境界線上にあるが、広義の規範に入るものとして、
 - ・言語規則, ある種のスポーツのルール

cの記述を **a**と **b**と比べてみると、次のような違いがみてとれる。

- i) **b**では「通常」の分類として、慣習・モーレス・法の三分類を示していたが、**c**では様々の角度からの分類の仕方があるとして、慣習・モーレス・法という三分類をとっていない。

- ii) そのため、モーレス・法という分類をするのは **a**, **b** と同じだが、慣習という分類を設けず、フォークウェイズ、伝統、前例、儀礼体系、流行という中分類項目を示している。(つまり、これらを慣習という大分類に一括していない。)
- iii) 狭義の規範と広義の規範という分け方を示し、狭義の規範に入るとはいえませんが、広義の規範に入るものとして言語規則をあげているのが、他と大きく違う点である。

4)

さて、**b**, **c** のいずれの分類を標準的な理解としたらいいのであろうか。最後に **d** (『岩波小辞典 社会学』2003年) の記述を見てから考えることにしよう。その「規範」の項 (pp. 51-52, 執筆担当者不指示) の記述は次のようである。

規範の具体的形態としては通常、法、モーレス、慣習などが区別されるが、これはある程度便宜的な分類である。現実の行為者である社会成員は、たとえば、家族の中のきまり、近隣の生活ルール、企業社会の規範、職業上の倫理、教会の一員であれば信徒の義務、財産取得に関する国の法律、等々の多様な、必ずしも整合していない規範のもとで行動している。たとえば競争を奨励する規範(企業)と隣人愛を奨励する規範(近隣、教会)は、時に行為者に矛盾する交叉圧力を及ぼしてくる。

これをまとめると、次のようになるだろう。

- 1) 規範の具体的形態は通常、慣習・モーレス・法に分けられる。
- 2) ただし、これはある程度便宜的な分類である。現実の行為者である社会成員は、多様な必ずしも整合していない様々の規範のもとで行動している。

dの「規範」の記述は、執筆者を示してないから誰が行なったか分からないが、宮島氏が編集者として辞典全体の校閲を行っているはずであるから、宮島氏もこの記述をこれでよしとしたはずである。その記述において、通常分類として慣習・モーレス・法の三分類を採用している。結局、宮島氏もこの段階で「規範」の具体的形態を通常この三つに分けるということを認めたということであろう。そこで我々は「規範」の具体的形態は、日本の社会学界では、通常大きく慣習・モーレス・法の三つに分けてとらえられているという認識を、規範の外延の標準的理解としておきたいと考える。

5)

なおここで二つの問題が残っている。一つは、**d**で、「三分類は便宜的な分類である。」という留保が付けられている点、一つは**c**で、言語規則も、広義ではあるが、規範の具体的形態としてあげられている点、この二つについてどう考えるかという問題である。

まず、前者からみると、この「ある程度便宜的な分類」という表現は、少々分かりにくいだが、これはおそらく、この分類が規範の具体的形態の実態を完全に正確にとらえた上での、あるいは本質的な把握を行った上での分類ではなく、とりあえず分類するのに便利だからしている分類であるということであり、その意味で便宜的な分類であるということであろう。このような意味に受け取るならば、この留保は正しいかもしれない。ただ我々は今ここで、規範の具体的形態の実態の正確な把握や、その本質的把握を行おうとしているわけではない。我々としては、ここで「規範」という用語が通常何を指して使われているかが分かればいいのであるから、先に述べたように、「通常、大きく慣習・モーレス・法を指す」ということが確認できればそれで十分である。ということで、この留保については、以後心にとめておくということにして、ここではとりたてて検討は加えないことにしよう。

次に、「規範」の具体的形態として言語規則をどう位置づけるかという問題

である。前に紹介したように、cで宮島氏は、「多少とも当為性（道徳性）を帯びた行動の基準」を狭義の規範と呼ぶとすると、言語規則は境界例となると述べている。すなわち、言語規則は広義の規範には入るが、狭義の「規範」には入るか入らないかの境界線上にあるというのである。たしかに言語規則（文法など）は規範性をもっている。しかし、慣習・モーレス・法などの規範と同列にならぶものとするのは適当でないし、また慣習の一つと位置づけるのも適当でないようにみえる。言語という規範は、他の慣習・モーレス・法などの規範と比べると、独特である。というのは、あえて言うならば、言語はこれら慣習・モーレス・法など狭義の規範の一つの土台を成すようなものであるといえるからだ。従って、我々は言語規則を狭義の規範には含めず、広義の規範の一つとして把握しておきたい。

6)

以上四つの社会学辞典における記述にもとづいて、「規範」で通常何を指しているか、言い換えれば規範の具体的形態についての標準的理解を、次のようにまとめることができるだろう。

- 1) 規範の具体的形態は、通常大きく、慣習、モーレス、法に分けられる。
- 2) 慣習のなかには、伝統、習俗(その一つがフォークウェイズ)、礼儀、流行などがある。
- 3) モーレス的規範が抽象的原理へと昇華され内的義務意識となったものが、道徳である。
- 4) 広義の規範に入るものとして言語規則がある。

2-2 「慣習」

「規範」が標準的に何を指しているかを確認したわけだが、さらにその指示対象としてあげられたもの——慣習・モーレス・法など——が何を指してい

るか確認しておく必要があるだろう。

1)

まず「慣習」はどのようなものを指しているだろうか。a, b, c, dに当たってみることにしよう。

aの「慣習」(英: custom, 独: Sitte, 仏: coutume)の項(pp.117-118, 執筆担当: 日高六郎)では次のように述べられている。

社会的規範の一様態。慣習は比較的持続的に集団のほとんどすべてのメンバーによって守られる標準的な行動様式である。習慣(habit)は個人に属するが、慣習は集団にかかわる。それは日常生活の大半を覆っている(衣食住や、交際の仕方や、冠婚葬祭など)。したがって、慣習のおよぶ範囲は基礎的集団である場合が多い。その他の集団の場合にも、慣習としてそれが集団のメンバーのなかに定着するには、かなり長期の時間を要する。また、その起源も明確でない場合が多い。

この記述によれば、「慣習」というのは、ある社会において、日常生活分野(衣食住・交際・冠婚葬祭など)で、比較的持続的に守られている標準的な行動様式である。

2)

次に、bをみると、その「慣習」(英: custom, 独: Sitte)の項(p.90)には次のように書かれている。

一つの社会のなかで、規範として存在するフォークウェイズないし社会的行動様式の一形態。長期にわたって持続的に存続し、かつ有効に機能するものとして社会成員が等しく順守し、その社会の伝統として社会的正当

性をかちえた標準的行動様式である。したがって、社会規範と同義に用いられることがある。

ここには「慣習」の内包的な規定は述べられているが、外延として何を指すかは示されていない。

3)

cの「慣習」(custom)の項(pp.224-225, 執筆担当：山下晋司)の記述をみると、次のようになっている。

おのおのの民族・社会において、伝統的に行われていることがら、やり方、しきたり。慣習として言及されるものは衣食住から慣習法、さらに儀礼慣行などに及び、この点で慣習は、今日の文化人類学者が通常採用している文化の定義、つまり「生活様式の複合的全体としての文化」と同義である。

この記述によると、「慣習」が指すのは、「衣食住から慣習法、さらに儀礼慣行など」である。衣食住はaも挙げていた。儀礼慣行はaの冠婚葬祭のやり方とほぼおなじものを指しているといえよう。

慣習法は、aは挙げていなかったが、どんなものを指しているのだろうか、確認しておこう。cの「慣習法」(customary law)の項(p.225, 執筆担当：山下晋司)の記述を引くと、次のようである。

近代的な国家法に対して、おのおのの土地・民族・社会において慣習的に定められている法、おきて。西欧でも中世には、人々は部族慣習法の世界に生きていた。慣習法はそれぞれの社会によって異なり、非西欧社会では、固有の伝統的慣習法と西欧から移植された近代国家法の対立がしばし

ば大きな問題になる。たとえばインドネシアでは、慣習は「アダット」(adat)とよばれるが、これに基づいた慣習法(adat law)は、国家法やイスラム法とともに今日でも根強く生き続けている。

この説明によると、「慣習法」とは、「おのおのの土地・民族・社会において慣習的に定められている法」であって、例えば、インドネシアのアダット(慣習)に基づく adat lawなどを指すものである。

dには、「慣習」の項がない。

4)

以上、「慣習」の指示するものを挙げていた a と c をまとめると、

「慣習」の指すものは：

- ・衣食住・交際・冠婚葬祭など日常生活分野で、比較的持続的に守られている標準的な行動様式。
- ・慣習法、など

となるだろう。

さて、先に「規範」の指すものを、2-1の6)でまとめたが、そこには「慣習」の具体的形態として、伝統・習俗(フォークウェイズ)・儀礼・礼儀・流行などがあがっていた。これと上のまとめを組み合わせると、次のようになるだろう。

「慣習」の指すもの：

- 1) 伝統
- 2) 習俗——衣食住の仕方、交際の仕方(礼儀作法を含む)など
 - *フォークウェイズはこの習俗に相当する
- 3) 儀礼——冠婚葬祭の儀礼など
- 4) 慣習法
- 5) 流行

2-2-1 「習俗」

この「慣習」の指すもののなかで、「習俗」と「フォークウェイズ」という言葉は、社会学外の読者にはなじみが薄く、分かりにくいであろう。これらが何を指すのかみておくことにしよう。

1)

aの「習俗」(英：usage, custom, 独：Sitte, Brauch, 仏：moeurs)の項(p.421, 執筆担当：関敬吾)では、次のように述べられている。

習俗と慣習とは厳密には区別できない。慣習は、ある集団(家族・同族・近隣・結社・村落)の伝統的な仕来たりによって浄化され義務づけられた共通の行動様式である。個人の行為も共同体の伝統的な仕来たりに従ってなされるかぎり慣習である。集団の成員の行為がよって立つ誘因および根本原理が広義における集団精神(文化型)である。慣習は、具体的な行為に変えられた集団の精神であり、実現された法にはかならない。習俗は超自然的なもの・神仏・社会的な力・権力との関係において規定され、慣習は人間関係において規制される。もし習俗と慣習とを区別するとすれば、こうした生活の指導原理の適用の場によって区別されなければならない。すなわち、習俗は超自然的なものとの関係で現れる祭礼・神仏の祭り方、日常生活における交際・共同労働の慣習・誕生・婚姻・葬儀・年祝・年中行事の行い方など、その集団の古くからの仕来たりに従ってなされる、とくに具体的な行動様式であり、慣習は抽象的・道徳的・観念的なものと解することができる。これらはいずれも成員が守ることによって集団結合の強化に役立つ行為である。

この記述によれば、「習俗」が指すものは、超自然的なものとの関係で現れ

る祭礼・神仏の祭り方，日常生活における交際・共同労働の慣習・誕生・婚姻・葬儀・年祝・年中行事の行い方など，その集団の古くからの仕来たりにしたがってなされる具体的な行動様式〉であることが分かる。

2)

次に，**b**の「習俗」(英：folkways, usage, custom, 独：Sitte, 仏：moeurs)の項 (p.283) をみると次のように述べられている。

一つの社会集団の承認を得ていてその成員に共通する持続的・固定的で反復的な行動様式。家族・経済・宗教・娯楽・言語など社会生活のすべての面に見出せる。フォークウェイズの訳語にもなっているが，日常語の風俗・習慣もこれに含まれる。

この記述によると，「習俗」の指すものは，〈家族・経済，宗教・娯楽・言語など社会生活のすべての面における持続的・固定的で反復的な行動様式〉であることまでは分かるが，より具体的に何を指すかは分からない。

3)

次に，**c**の「習俗」(英：usage, custom, 独：Sitte)の項 (p.688)の記述は，次のようである。

社会集団の構成員の間で反復される社会的行為類型の一種。**M.** ウェーバーは，典型的に一様な行為が人々に慣れ親しまれていることのゆえに維持されているとき，これを習俗とよんだ。それを行うことが人々によって拘束的なものとして承認されている行為が習俗とよばれることもある。

この記述では，「習俗」についてのウェーバーのとらえ方が紹介されている

が、それとは別のとらえ方も並列されており、結局「習俗」について標準的どのようなとらえるべきか、まとめられていない。そして、具体的に何を指すかも示されていない。従って、この**c**の記述は参考にならない。

そして、**d**には「習俗」の項がない。

4)

以上、**a**、**b**、**c**の記述によって「習俗」が何を指すかまとめておくと、次のようになるだろう。

「習俗」が指すもの：

- ・ 家族・経済・宗教・娯楽・言語など社会生活のすべての面における持続的・固定的で反復的な行動様式
- ・ [個人の人生の節目の行事] 誕生・元服（冠）・婚姻（婚）・葬儀（葬）・祖先祭祀（祭）の仕方
- ・ [家の年中行事] 年祝いなどの仕方
- ・ 交際の仕方
- ・ 共同労働の仕方

2-2-2 「フォークウェイズ」

「フォークウェイズ」という用語の指すものを見ておこう。

1)

aの「フォークウェイズ」(folkways)の項(pp.780-781, 執筆担当：本間康平)の記述は次のようである。

「民習」「民風」などと訳される。集団の共有する習慣あるいは慣習を示すためにサムナーが用いた用語。フォークウェイズは、欲求を満足させる

ための努力から生まれた個人の習慣であり、かつ社会の習慣である。それが、いつ、誰によってもたらされたものであるかは、詳らかにすることができない。しかし、フォークウェイズが、儀式やその他の宗教上の諸行事・諸観念と絡みあいつつ集団の生活の中に滲透して次第に伝統的な権威を獲得し、以後の世代の生活を左右する統制力を持ち、個人や社会の営む生活を支配する社会的な原動力の性格を帯びるにいたったことは、明らかである。

この記述では、「フォークウェイズ」は、アメリカの社会学者サムナーの用語であり、〈集団の共有する習慣あるいは慣習〉を指すとされている。さらに、下の記述をみると、慣習のなかでも特に習俗的なものを指していることが分かる。

2)

次に、**b**の「フォークウェイズ」の項 (p.529) の記述をみておこう。そこには、次のように書かれている。

習俗と訳される。サムナーが前近代社会の社会現象を説明するに当たって用いた基本概念。一つの社会の成員が生存競争のために諸欲求を充足させる過程で、彼らのあいだに無意識的・自然発生的に現れる共通の固定的な行動様式をさす。一定地域の一定時点では自然環境、資源賦与状況、その利用技術が同一であることから生まれたこの共通の行動様式は、伝統・慣習を通じて世代から世代に継承される間に、その順守が集団の秩序を守るとみなされて社会規範の力をもつようになる。

この記述によると、**a**と違い、「フォークウェイズ」は「習俗」に相当すると明確に書いてある。もう一つの違いは、〈前近代社会の社会現象を説明する

に当たって用いた概念」とされていることである。つまり、もともと前近代社会の習俗を指す用語であったのだ。ただ、それが具体的にどのようなものを指すかは、書かれていない。

3)

cではどのように説明されているだろうか。その「フォークウェイズ」の項(p.1251, 執筆担当：山本英治)では、次のようになっている。

サムナーがつくった用語で「民習」という訳があてられている。フォークウェイズは、欲求を充足しようとする努力から生まれた個人の習慣であり、それがその個人が所属している集団の成員も同じ方法をとることによって社会的慣習になったものをいう。それはやがて伝統的権威をもつようになり、人々に対して規制力として働き社会的な力となる。

この記述は、aの記述とほぼ同じである。

そして、dには「フォークウェイズ」の項はない。

4)

以上、a, b, cの記述をまとめると、

「フォークウェイズ」の指すもの：

- ・サムナーのもともとの意味では、前近代社会の習俗を指す
- ・現在の社会学では、広く、ほぼ習俗と同じものを指す用語として用いられていると考えておいてよいだろう。

5)

以上、「慣習」が何を指すかをみてきた。これまでの検討をまとめておくと、次のようになるだろう。

「慣習」が指すもの：

- 1) 伝統
- 2) 習俗—— 家族・経済・宗教・娯楽・言語など社会生活のすべての面における持続的・固定的で反復的な行動様式
 - ・ [個人の人生の節目の行事] 誕生・元服（冠）・婚姻（婚）・葬儀（葬）・祖先祭祀（祭）の仕方
 - ・ [家の年中行事] 年祝いなどの仕方
 - ・ 交際の仕方
 - ・ 共同労働の仕方，など
- 3) 慣習法
- 4) 流行，など

2-3 「モーレス」

以上、「慣習」が何を指すかみてきたわけだが、次に「モーレス」が何を指すかをみておく必要があるだろう。というのは、この言葉も社会学外の読者にはなじみがうすいであろうからである。

1)

まず、aの「モーレス」（羅：mores）の項（p.900，執筆担当：神島二郎）の記述を紹介しよう。

彼（サムナー）の規定によれば、集団生活において生活上の必要にもとづき集合的に繰り返されるちょっとした行為が、その便利さのために固定化し、またはその便不便にかかわらず因襲化してできあがった集団慣習がフォークウェイズであり、これらよりもはるかに重大なもので、しかも無意識的になりたつ社会福祉の観点からこれらを選択しまたは整序するもの

がモーレスである。

前者が、社会生活において、生活経験の営みから沈澱する行動様式であるとするれば、後者は、そこから昇華する行動基準である。したがってモーレスは、我々の集団生活における我々の態度・行動を規制する集団のフレーム・オブ・レファレンスであると考えられる。このようなモーレス中の支配的諸観念がモーレスからなる精神的地平に映じた「かげ」が、その時代の処世哲学となるわけで、たとえば、アメリカの民主主義も、アメリカ人のモーレスから生まれたもので、アメメカの自然的・経済的諸条件の所産であるから、これを非難したり批判したりすることはできないと、サムナーはいうのである。

この記述によると、まず、「モーレス」は「フォークウェイズ」同様にサムナーの用語である。「フォークウェイズ」が〈固定化し因襲化した集団慣習〉であり、「モーレス」は、〈そこから昇華する行動基準〉であって、「フォークウェイズ」を社会福祉の観点から選択し整序する基準として働いているものである。

「モーレス」が具体的に何を指すかという点、アメリカの民主主義がそこから生まれたところのもの、があげられているが、その内容はよく分からない。

2)

次に、bの「モーレス」の項(p.596)の記述をみると、次のようである。

習律と訳される。ラテン語 *mos* の複数形。サムナーが自分の社会学の中心概念として採用した。フォークウェイズが、たとえ個々の利益に反しても集団全体の福利に役立つという知的な信念を伴うに至ると、モーレスとなる。儀礼による暗示などを通して集団成員の意識を拘束し、善と正の観念を与える神聖で伝統的な力であり、制度や法の人為的な力にも強い抵

抗力をもつ。人間行動に対する社会の構造的選択を示す概念として、のちの「文化」概念に接続するもの。

ここでも、**a**と同様に、「モーレス」とは「フォークウェイズ」を土台としてそこから集団全体の福利という観点から抽出されたもの〉であるとされている。そして、**b**ではさらに、〈成員にとって善と正の観念を与える神聖で伝統的な力である〉とより具体的に説明されている。すなわち、「モーレス」は固定的な行動様式から抽出された〈善い行い、正しい行いの基準〉といったものであることが分かる。

3)

次に、**c**における「モーレス」の項 (p.1427, 執筆担当：池田昭) の記述をみると、次のようになっている。

習律ともいわれ、社会規範の一種である。これは、アメリカの社会学者サムナーによってラテン語の *mores* に基づいて提唱された概念であって、フォークウェイズ (習俗) の特殊形態である。フォークウェイズは、生活上の諸欲求を満たすのに便宜を与える成員共有の行動様式で、自然発生的に成立し強制力を伴わないが、それらのうち、特に性、家族、宗教、信仰などの集合生活に重要な行動様式で、しかも「正しく、真実である」という信念が加えられ、社会の福祉に重要な貢献をするという説明がなされる行動様式は、モーレスとよばれる。これは、慣習とも相違しサンクションが強く、また、道徳とも相違し抽象化されず、普遍化されない。これらのことは、たとえば「村八分」などの日本的制裁に示されている。

ここでは **a**、**b** の記述に加えてさらに具体的な記述をしている。「モーレス」は、「フォークウェイズ」のうち〈性、家族、宗教、信仰などの集合生活に重

要な行動様式で、しかも「正しく、真実である」という信念が加えられ、社会の福祉に重要な貢献をするもの〉である。つまり、特に〈性、家族、宗教、信仰という分野に関わるもの〉とより具体的に規定されている。また、具体例については、〈「村八分」などの日本的制裁に示されているもの〉と書かれている。そこからある程度推測することはできるが、実際どういう内容かは書かれていないのでよく分からない。

4)

最後に、**d**の「モーレス」の項 (p.942) をみると、次のように記されている。

サムナーの用語。人びとに共有されている慣習的な行動様式（フォークウェイズ）のうち、特に重要と考えられ違反に対して厳しい制裁が加えられるような社会規範。習律ともいう。法律と違って公式に制度化されているわけではなく、道徳と違って抽象的に一般化されているわけではないが、人びとの共同生活のなかに生きている“村の掟”のようなタイプの規範である。

ここでは「モーレス」の具体例として、**c**で〈「村八分」などの日本的制裁に示されているもの〉と暗示されていたものが、一歩進めて、明示的に〈村の掟〉と示されている。ただ、この〈村の掟〉がどういう内容かは書かれていない。参考までに、きだみのるが『につぼん部落』で述べていることを紹介しておく、きだが第2次大戦中に東京都の山間部の村で調べたところによると、その村の〈村の掟〉は、次の三つであったという。

- 一 刃物で人を傷つけるようなことをするな
- 二 火事を出すな

三 村のことをお上に密告するな

2-4 まとめ

以上、「規範」という用語が標準的に何を指しているかを、四つの社会学辞典にあたって調べてきた。それをまとめると、次のようになるだろう。

「規範」が指すもの：

1) 慣習

i) 伝統

ii) 習俗（家族・経済・宗教・娯楽・言語など社会生活のすべての面における持続的・固定的で反復的な行動様式）

- ・[人生の節目の行事] 誕生・元服（冠）・婚姻（婚）・葬儀（葬）・祖先祭祀（祭）の仕方など
- ・[家の年中行事] 年祝いなどの仕方
- ・交際の仕方
- ・共同労働の仕方，など

iii) 慣習法

iv) 流行，など

2) モーレス

i) モーレス

ii) 道徳

3) 法

4) (広義の規範として) 言語規則など

我々は、これから「規範」とはどういうものか、その内包的規定を探るわけだが、その際、「規範」という用語がおおよそ上のようなものを指していることを念頭に置いておけばよいであろう。

さて、紙数が尽きたので、「規範とはどういうものか」という議論の後半、すなわち、規範の内包的定義を探るのは、次の論文に譲ることとしたい。

参 考 文 献

- 加藤周一（1985），『大百科事典』，平凡社
きだみのる（1967），『につぼん部落』，岩波書店
濱島朗・竹内郁郎・石川晃弘（編）（1977（初版），1997（新版）），『社会学小辞典』，有斐閣
福武直・日高六郎・高橋徹（編）（1958），『社会学辞典』，有斐閣
宮島喬（編）（2003），『岩波小辞典 社会学』，岩波書店
森岡清美・塩原勉・本間康平（編）（1993），『新社会学辞典』，有斐閣

*本論文は2005年度松山大学特別研究助成による研究の成果の一部を成すものである。記して謝意を表したい。